

○松本市電子入札実施要綱

令和6年10月21日

告示第645号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務並びに製造の請負、物件の供給その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札において、入札参加者の手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るとともに、入札及び契約手続の透明性、公平性及び競争性を一層高めることを目的として、電子入札を実施することに関し、松本市財務規則（平成3年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札に関する事務を執行するための電子情報処理組織をいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 書面を提出して行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(入札の公告等)

第3条 市長は、電子入札の対象とする競争入札（以下「電子入札案件」という。）を実施するときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「指名通知」という。）において、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札の対象とする旨
- (2) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (3) 前2号に定めるもののほか、電子入札の実施に必要と認める事項

2 前項の指名通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(利用者登録)

第4条 電子入札により入札に参加しようとする者（以下「電子入札者」という。）

は、当該電子入札者に係る電子的な証明書を格納した I C カードを使用して、電子入札システムの利用者登録をしなければならない。

2 電子入札者は、前項の規定により登録した事項に変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(予定価格等の登録)

第5条 契約管財課長は、電子入札案件を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 契約管財課長等は、最低制限価格、変動型基準価格又は失格基準価格を定めるときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書等の提出)

第6条 電子入札者は、入札価格及びくじ番号を付した入札書並びに工事費内訳書(以下「入札書等」という。)を公告又は指名通知(以下「公告等」という。)で指定した日時(以下「入札書等提出締切日時」という。)までに電子入札システムにより提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書等の提出は、入札価格他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

(紙入札)

第7条 電子入札者は、電子入札案件にあつては、紙入札により入札に参加することはできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 電子入札を行うための I C カードの新規取得に係る手続中又は失効若しくは破損による再取得に係る手続中の場合

(2) プロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害により、電子入札で入札書等の提出ができない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする電子入札者は、公告等で指定した日時までに紙入札承認願(別記様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する紙入札承認願の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否について通知するものとする。

4 前項の規定により紙入札が承認された電子入札者(以下「紙入札者」という。)は、電子入札により当該入札に参加することはできないものとする。

(入札の辞退)

第8条 電子入札者は、入札を辞退しようとするときは、入札書等提出締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

(開札)

第9条 市長は、公告等に示す日時及び場所で開札を行うものとする。

2 紙入札者があるときは、契約管財課長は、当該紙入札者の入札書記載金額及び電子くじ番号を電子入札システムに登録した上で当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載のない場合又は判別ができない場合は、契約管財課長が任意の電子くじ番号を登録できるものとする。

(電子入札システムによる再度入札)

第10条 市長は、開札の結果、規則第113条の規定により再度入札を実施する場合は、予定価格を超過した入札参加者に対し、電子入札システム、電子メール又はファクシミリのいずれかにより通知するものとする。

2 最初の入札において、電子入札が次条に規定する条件により無効となった入札参加者若しくは失格となった電子入札者又は再度入札の入札書提出期限までに入札書を提出しない者（これらに準ずる紙入札者を含む。）は、再度入札に参加できないものとする。

3 再度入札の入札書を提出する場合は、工事費内訳書の添付を不要とする。

(入札の無効)

第11条 電子入札者が、市長が別に定める入札規定に該当したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

(落札者等の決定)

第12条 市長は、開札の結果、落札者又は落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

2 落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者又は落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第13条 市長は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札者又は落札候補者の決定を保留するものとする。この場合において、市長は落札決定を保留した旨を電子入札システムにより電子入札者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第14条 市長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札の執行が困難と判断したときは、入札書等提出締切日時若しくは開札予定日時の変更又は延長、紙入札への変更、入札の取りやめその他必要な措置を講ずるものとし、当該措置の実施に当たり必要となる事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、市ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(従来要綱等との関係)

第15条 電子入札案件に関し、この要綱に定めのない事項については、原則として紙入札における従来要綱、要領及び通知等(以下「従来要綱等」という。)による。

2 電子入札案件に関し、従来要綱等の定めがこの基準と抵触する場合は、この要綱による。

3 電子入札案件に関し、従来要綱等の様式が電子入札システムの入力様式と異なる場合は、電子入札システムの入力様式による。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式（第7条関係）

紙入札承認願

年 月 日

（宛先）松本市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
連 絡 先

下記の電子入札案件について、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札による参加を承認願います。

記

- 1 工事(業務)名
- 2 工事(業務)箇所名
- 3 電子入札システムでの参加ができない事由